

# 平成30年度入札制度の改正に係る説明会 次第

日時：平成30年7月6日（金）午後2時～

場所：下関市役所新庁舎5階大会議室

## 1 開 会

## 2 内 容

- (1) 総合評価方式における履行確実点の導入
- (2) 調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の見直し

## 3 閉 会

# 平成30年度入札制度の改正について

## 1 総合評価方式における履行確実点の導入

### (1) 趣旨

山口県が平成30年5月1日から総合評価方式における履行確実点を導入したことに伴い、本市においても現在、工事内容を実現する確実性の度合いについて技術評価点に考慮していないことから、新たに工事の履行の確実性を評価する制度を導入する。

### (2) 内容

ダンピング受注を防止するため、工事の履行の確実性を評価し、技術評価点に適切に反映させるために、履行確実点を追加する。

#### 【落札者決定方法】

$$\left[ \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者} \right]$$

#### [導入前]

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（10～30点）

価格：入札価格

#### [導入後]

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（10～30点）＋履行確実点（5点）

履行確実点：入札価格が調査基準価格未満の場合は0点とする。

価格：入札価格

### (3) 適用対象工事

全ての工事（ただし、解体工事を除く。）

### (4) 適用型式

全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）

### (5) 実施時期

平成30年8月1日【試行実施】

## 2 調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の見直し

### (1) 趣旨

国が平成29年4月から、山口県が平成30年5月から設計委託に係る調査基準価格（国県は低入札価格調査制度）の算定式を改正したことに伴い、調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の一部を改正するもの。

### (2) 内容

業務区分	<現行>	<改正案>	上下限值 (改正なし)
測量業務	直接測量費 測量調査費 諸経費×4.5/10	直接測量費 測量調査費 <b>諸経費×4.8/10</b>	予定価格の 6/10～8/10
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費×4.5/10	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 <b>一般管理費×4.8/10</b>	予定価格の 6/10～8/10
地質調査業務	直接調査費 間接調査費×9/10 解析等調査業務費× 8/10 諸経費×4.5/10	改正なし	予定価格の 2/3～8.5/10
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 特別経費 技術等経費×6/10 諸経費×6/10	改正なし	予定価格の 6/10～8/10
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費×4.5/10	改正なし	予定価格の 6/10～8/10

### (3) 実施時期

平成30年8月1日